

住民税非課税世帯等（家計急変世帯）に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

- 給付金を受給するためには、申請等の手続きが必要です。

家計急変世帯の給付金の支給額

1世帯あたり10万円

※一度、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金を受けた世帯に属する者を含む世帯は対象になりません。

家計急変世帯の申請方法

支給対象となる世帯

新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が減少し
「世帯全員が住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)



申請が必要です（郵送により提出）

申請期間：令和4年6月1日（水）～令和4年9月30日（金）

申請する時点で福生市に住民登録のある方は、福生市へ申請してください。

【申請書・簡易な収入(所得)見込額の申立書の入手方法】

右記の福生市ホームページQRコードからダウンロードできます。



※インターネットが利用できない等で、申請書をダウンロードできない方は、
福生市臨時特別給付金コールセンター（ ☎ 0570-001091 ）にご連絡ください。

【必要書類】

- ①申請書 ②簡易な収入(所得)の申立書 ③本人確認書類のコピー
- ④世帯状況を確認できる住民票などのコピー
- ⑤戸籍附表の写し（令和4年1月1日以降、複数回転居した方のみ）
- ⑥受取口座を確認できる書類のコピー（通帳やキャッシュカードほか）
- ⑦②に記載した、収入見込額または1か月の収入状況を確認できる書類のコピー
（②に記載した月の給与明細等）

【申請先】必要書類を郵送で

〒190-0190 福生市本町5番地 福生市役所 福生市臨時特別給付金担当」まで



裏面もご確認ください

給付金の支給手続き

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯（家計急変世帯）

- ※ 住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、下記の早見表をご参照ください。）
- （一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安
 - ・ 単身の場合：100万円以下
 - ・ 本人と配偶者と子(1人)の場合：205.7万円以下

早見表

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少したこと

令和4年1月以降の任意の1か月収入…①

①×12月
(年収換算)

≦

表1

	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円	45.0万円
配偶者・扶養親族(計1名)を扶養している場合	156.0万円	101.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	205.7万円	136.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	255.7万円	171.0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	305.7万円	206.0万円

表2

障害者、寡婦、ひとり親、未成年の場合	204.4万円(未満)	135.0万円
--------------------	-------------	---------

※障害者、寡婦、ひとり親、未成年の場合に該当する世帯は、表2の額を適用。

※非課税相当限度額以下でも、その他の要件により、対象とならない場合があります。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

福生市臨時特別給付金コールセンター

☎0570-001091 (※有料ダイヤル)

受付時間 平日 8:30~17:15

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

☎0120-526-145

受付時間 9:00~20:00